

平成19年第1回
西多摩衛生組合議会会議録

平成19年2月23日

西多摩衛生組合議会

平成19年第1回西多摩衛生組合議会定例会

1 日 時 平成19年2月23日(金)午後1時30分

2 場 所 西多摩衛生組合会議室

3 出席者 正副管理者

管 理 者	並木 心	副管理者	竹内 俊夫
副管理者	野澤 久人	副管理者	石塚 幸右衛門

収 入 役 北村 健

出席議員

1番 小山 時夫	2番 高橋 征夫	3番 福島千恵子
4番 大西 英治	5番 浜中 啓一	6番 木下 克利
7番 秋山 猛	8番 佐藤 征一	9番 露木 諒一
10番 清水 信作	11番 遠藤 洋一	12番 羽場 茂

欠席議員

な し

西多摩衛生組合

事 務 局 長	柰 克彦	業 務 課 長	加藤 一夫
施 設 課 長	松沢 昭治	総 務 課 長	谷部 清
管 理 課 長	島田 善道		

構成市町職員

青梅市環境経済部長	榎田 明男	羽村市産業環境部長	羽村 誠
福生市生活環境部長	吉沢 英治	瑞穂町生活環境課長	石川 勉

平成19年第1回西多摩衛生組合議会定例会次第

平成19年2月23日(金)

午後1時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
(西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)

日程第4 議案第1号
西多摩衛生組合職員互助組合に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第2号
平成19年度西多摩衛生組合予算

日程第6 議案第3号
平成19年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定について

日程第7 議案第4号
東京都市町村議会議員公務災害補償等組合格約の改正について

日程第8 議案第5号
東京都市町村職員退職手当組合格約の改正について

午後1時30分 開会

○議長（清水信作） 本日は、平成19年第1回西多摩衛生組合議会定例会の通知を申し上げましたところ、公私ともにお忙しい中、全員のご出席を賜りましてまことにありがとうございます。

議員現在数12名、出席議員12名、よって、定数に達しておりますので、本日の議会は成立いたしました。

ただいまより平成19年第1回西多摩衛生組合議会定例会を開会いたします。

この際、管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。並木心管理者。

○管理者（羽村市長 並木 心） 皆さまこんにちは。議長のお許しをいただきましてごあいさつを申し上げます。

本日は、平成19年第1回西多摩衛生組合議会定例会を招集申し上げましたところ、大変お忙しい中にもかかわらず全員の皆さまのご出席を賜り開催できますことを厚くお礼申し上げます。

また、日ごろより当組合の運営につきましては、深いご理解とご協力を賜っておりますことを重ねてお礼申し上げます。

さて、組合の現在の事務事業状況でございますけれども、平成18年度のごみ搬入量につきましては、平成19年1月末現在で約6万2,000トンが搬入されております。これは前年度の同時期と比較いたしまして約1,000トン、1.65%の増となっており、平成18年度末では7万4,000トンが搬入されるのではないかと予測をしております。搬入量の内訳を見ますと、一般家庭から排出されますごみが1.54%の増、事業系の一般廃棄物は2.08%の増となっております。

次に、フレッシュランド西多摩におきましては、おかげをもちまして昨年11月30日に入館者80万人を達成したところでございます。平成18年度の浴場施設利用者数は、1月末で約12万3,000人で、1日平均で申し上げますと483人となっております。

なお、利用者数は前年度と比較し、微増ながら同時期の利用実績を上回る結果となっております。当組合といたしましては、今後とも多くの皆様にご利用いただけるよう、内容の充実に努めてまいりたいと考えております。

また、昨年11月の議員全員協議会でご報告申し上げました小金井市からの広域支援要請に関しましては、その後、多摩地域全体での広域支援が固まりつつあると聞いておりますので、後ほど議員全員協議会で当組合としての今後の対策等についてご報告をさせていただきたいと思っております。

さて、本日ご提案申し上げます案件につきましては、平成19年度西多摩衛生組合予算のほか5件でございます。いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議の上、ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

極めて簡単ではございますが、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水信作） 以上で管理者の発言は終わりました。

これより議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元にご配付いたしましたとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第53条の規定により、議長において指名いたします。

9番 露 木 諒 一 議員

11番 遠 藤 洋 一 議員

以上、2名を指名いたします。

この際、報告事項がございますので、事務局長より報告いたします。空事務局長。

○事務局長（空 克彦） それでは、諸報告をさせていただきます。

初めに、本定例会の招集通知につきましては、西衛発第 775 号、平成 19 年 2 月 16 日付をもちまして管理者より議長あてに、平成 19 年第 1 回西多摩衛生組合議会定例会を招集した旨通知があり、これを受理してございます。

次に、本定例会の日程でございますが、既にお手元に配付いたしております議事日程の順序により進めさせていただくこととしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、会期でございますが、提出案件の件数、またその内容等を考慮いたしまして、本日 1 日限りとしてお諮りすることといたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議事運営でございますが、一括議題につきましては、日程第 5、議案第 2 号、平成 19 年度西多摩衛生組合予算と日程第 6、議案 3 号、平成 19 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての 2 件並びに日程第 7、議案第 4 号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合格約の改正についてと日程第 8、議案第 5 号、東京都市町村職員退職手当組合格約の改正についての 2 件につきましては、関連がございますので、一括してご審議を願うことといたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、本定例会における議事説明員として正副管理者、収入役及び事務局長以下事務局職員が出席しておりますことをご報告申し上げます。

以上です。

○議長（清水信作） 以上で報告は終わりました。

なお、本日の議事運営につきましては、ただいま報告いたしましたとおり進めますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、日程第 2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

今次定例会の会期につきましては、2 月 23 日 1 日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水信作） ご異議なしと認めます。よって、会期については本日 1 日限りとすることに決定いたしました。

これより議案審議に入りますが、議会会議規則により質疑は同一議員につき、同一議案について 3 回までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、日程第 3、承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて（西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（羽村市長 並木 心） ただいま議題となりました西多摩衛生組合一般職員の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきましてご説明申し上げます。

本案の職員の給与条例の改正につきましては、構成市町では平成 18 年 12 月定例議会に上程され、可決されております。

西多摩衛生組合職員の給与につきましては、従来より羽村市に準じて改定していることから、当組合といたしましても、議会にお諮りをしたかったわけでございますが、いずれも 12 月定例会中ということで、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専

決処分をさせていただいたものでございます。

内容につきましては、人事院及び東京都人事委員会勧告に伴い、職員の給与改定を実施する必要が生じたため、条例の一部を改正しようとするものであります。

まず、平成 18 年人事院勧告についてですが、月例給については、官民給与格差が極めて小さいため、水準改定は見送るとともに、期末勤勉手当についても民間の支給割合とおおむね均衡しているため、改正はありませんでした。

一方、平成 18 年東京都人事委員会勧告では、東京都の職員給与が民間給与を 0.31%上回る公民格差が生じているとし、給料月額を引き下げ改定及び扶養手当の改定によりこれを是正するとともに、地域手当の支給割合を 18%とし、平成 22 年度まで段階的に引き上げるものとしております。このため、今回は地域手当の支給割合を 12%から 13%に改定し、この引き上げに伴う 1%の地域手当増額分について、公民格差相当分と合わせて給料月額を引き下げることとしております。

これらの勧告、構成市町の動向を考慮した結果、給料表及び扶養手当の引き下げ、地域手当の引き上げを内容とする一般職の職員の給与に関する条例の一部改正を専決処分で行わせていただいたところであります。

細部につきましては、事務局より説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（清水信作） 谷部総務課長。

○総務課長（谷部 清） それでは、西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の細部につきましてご説明申し上げます。

承認第 1 号付属資料の新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

初めに、扶養手当の月額に関する規定で、第 9 条第 3 項中「1 万 4,500 円」を「1 万 3,500 円」に改めております。これは配偶者及び配偶者のいない職員の第 1 子に対する支給月給を 1,000 円引き下げるものでございます。

続きまして、第 10 条の 2 第 2 項は地域手当の額の算定方法に関する規定で、平成 18 年の東京都人事委員会勧告に準じ、地域手当の支給割合を 100 分の 1 引き上げるもので、100 分の 12 から 100 分の 13 にしようとするものでございます。

なお、後ほどご説明いたしますが、この地域手当の引き上げにより増額分につきましては、公民較差相当分と合わせて給料表の給料月額を引き下げております。

続きまして、第 20 条第 2 項は期末手当の額の算定方法に関する規定で、改正部分はございませんが、付則で期間を限定した期末手当の支給月数の変更を行うため、参考までに記載しております。

次に、給料表につきましてご説明申し上げます。

初めに、別表第 1 の一般職給料表（1）は、一般行政職の職員に適用するもので、1 級から 3 級は主事並びにこれに相当する職にある者、4 級は主任、5 級は係長、6 級は課長補佐、7 級は課長、8 級は統括課長、9 級は部長とそれぞれ適用するものでございます。

公民較差相当分と地域手当配分変更相当分を減額したこの給料表により給与決定を実施することとなりますが、当組合におきます給料の実質改定率の平均はマイナス 1.11%、改定額の平均はマイナス 4,054 円となります。

なお、この表の下の備考でございますが、1 は短大卒の初任給で、改定前の額と比較いたしますとマイナス 0.9%、1,400 円引き下げております。2 は大学卒の初任給で、こちらは据え置きとしております。

次に、別表第 2 の一般職給料表（2）は、技能労務職の職員に適用するもので、2 級は特に高度な技能

または経験を必要とする業務を行う職にあるもの、3級は技術主任等にあるもの、1級は2級及び3級に属さない職務にあるものにつきましてそれぞれ適用するものでございます。この給料表も一般職給料表(1)と同様に改定いたしますが、現在、当組合においては一般職給料表(2)を適用する職員の該当者はございません。

また、一般職給料表(1)の改定と、それに伴うその他の手当などにかかわってくるいわゆる「はね返り分」と地域手当の増額分を合計した西多摩衛生組合職員の一月当たりの実質改定額は、平均でマイナス1,488円となります。

次に、付則でございますが、第1項は施行期日に関する規定で、今改定が職員の給与水準を引き下げる内容であるため、遡及することなく、条例の公布の日の属する月の翌月の初日から実施することが妥当であるとした東京都人事委員会の勧告に従い、平成19年1月1日から施行しようとしております。

第2項は期末手当の特例措置に関する規定で、人事委員会勧告に準じ、平成18年4月から改定期間までの期間に係る公民較差相当分を解消する所要の調整として、平成19年3月期の期末手当において0.03カ月分の削減を行うため、条例第20条第2項中「100分の30」を「100分の27」としております。

以上で西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

○議長(清水信作) 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水信作) 以上で質疑を終わります

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第1号、専決処分の承認を求めることについて(西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)の件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水信作) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

次に、日程第4、議案第1号、西多摩衛生組合職員互助組合に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者(羽村市長 並木 心) ただいま議題となりました議案第1号、西多摩衛生組合職員互助組合に関する条例の一部を改正する条例の件につきましてご説明申し上げます。

本案は、平成18年6月7日に公布されました地方自治法の一部を改正する法律により、平成19年4月1日以後は「吏員」と「その他の職員」の区分及び「事務吏員」と「技術吏員」の区分が廃止され、一律に「職員」となることに伴い、職員互助組合に関する条例中の文言を整備するものであります。

改正の内容でございますが、第1条中「事務吏員、技術吏員、その他の職員(以下「職員」という。)」を「職員」に改めようとするものでございます。

付則として、この条例は平成19年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(清水信作) 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水信作) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号、西多摩衛生組合職員互助組合に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水信作) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

日程第5、議案第2号及び日程第6、議案第3号の2件につきましては、関連がございますので、一括して議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水信作) ご異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第2号、平成19年度西多摩衛生組合予算及び日程第6、議案第3号、平成19年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての2件を一括して議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者(羽村市長 並木 心) ただいま一括議題となりました議案第2号、平成19年度西多摩衛生組合予算及び議案第3号、平成19年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての件につきましてご説明申し上げます。

初めに、議案第2号、平成19年度西多摩衛生組合予算につきましてご説明申し上げます。

平成19年度予算の算出の基礎となります数値を申し上げますと、ごみ搬入量につきましては前年度より2,000トン増の7万4,000トンといたしました。

構成市町の人口につきましては、平成18年10月1日現在の人口数29万3,558人で、前年度よりわずかながら減少しております。

予算の内容でございますが、歳入におきましては財産収入が前年度と比較いたしまして5,499万9,000円の減額となっております。これは18年度に実施いたしました組合用地売却処分による不動産売却収入がなくなることによるものでございます。

この結果、分賦金につきましては前年度と比較し4,998万7,000円増の36億7,820万6,000円としております。一方、歳出におきましては引き続き維持管理経費の削減に努めてきたところでございますが、人件費及び公債費を除いては増額となっております。

主な増額の内訳といたしましては、ごみ処理施設では稼働から9年目を迎え、設備機器類の経年劣化対策にかかる経費及び省エネルギー対策工事費を計上させていただいたこと、フレッシュランド西多摩におきましては、利用者へのさらなるサービス拡充を図るため運営業務委託の見直しを行ったことによるものが主な内容でございます。

その結果といたしまして、前年度予算対比200万円の減額といたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億6,300万円に定めようとするものでございます。

次に、議案第3号、平成19年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定の件についてご説明申し上げます。

本案につきましては、組合予算の97.74%、金額にいたしまして36億7,820万6,000円の分賦金を構成市町ごとに決定しようとするものでございます。

細部につきましては、事務局よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいま

すようお願いいたします。

以上です。

○議長（清水信作） 谷部総務課長。

○総務課長（谷部 清） 議案第2号、平成19年度西多摩衛生組合予算及び議案第3号、平成19年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての細部につきましてご説明申し上げます。

予算編成の基礎となりますごみ搬入量及び人口につきましては、管理者説明のとおりでございますので、職員数につきまして申し上げますと、職員数につきましては、18年度2名の退職者がおりますが、19年度の新規採用職員は1名を予定しておりますので、前年度より1名減の30名でございます。

それでは、議案第2号、平成19年度西多摩衛生組合予算につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、予算書の1ページをお開き願います。

平成19年度西多摩衛生組合予算の総則でございます。第1条第1項は、歳入歳出予算の総額を37億6,300万円と定めようとするものでございます。

第2項は、款項の区分及び該当区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算によると定めようとするものでございます。

第2条は、地方自治法で認められております一時借入金の借り入れの最高額を5,000万円と定めようとするものでございます。

第3条は、歳出予算の流用につきまして定めようとするものでございます。

恐れ入りますが、2ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算でございます。まず歳入でございますが、第1款分賦金から第5款諸収入までの構成となっております。次に歳出でございますが、第1款議会費から第6款予備費までの構成となっております。歳入歳出の合計はそれぞれ37億6,300万円でございます。

恐れ入りますが、5ページをお開き願います。

説明に当たり、経常的な経費につきましては例年どおりでございますので、主な変更部分につきましてご説明申し上げます。

歳入でございます。第1款1項1目分賦金は36億7,820万6,000円、前年度比4,998万7,000円の増でございます。

第2款1項1目使用料は6,924万8,000円、前年度比277万円の増でございます。これは主に余熱利用施設における回数券の販売実績に基づく増収見込分を計上したことによるものでございます。

第3款1項1目不動産売払収入はゼロ円、前年度比5,500万円の減でございます。これは旧ポンプ場跡地である組合用地の売却処分が終了したことによるものでございます。

2目物品売払収入は1,000円、前年度はございません。これは19年度に軽トラックの買い替えを予定しておりますことから、現行車両の売払収入として新規に計上したものでございます。

第4款1項1目繰越金は、前年度と同額の1,000万円でございます。

恐れ入ります。6、7ページをお開き願います。

第5款1項1目預金利子は、前年度と同額の5万円でございます。

第5款2項1目弁償金は1,000円、前年度はございません。これは余熱利用施設のロッカーキー等を紛失した際に、実費相当額を弁償していただくということで新規に計上したものでございます。

2目雑入は549万4,000円、前年度比24万1,000円の増でございます。これは余熱利用施設で利用者には好評であるイベントの実施回数をふやしたことによるイベント参加負担金の増と、光熱水費等の見直しによるものでございます。

以上、歳入合計は37億6,300万円で、前年度比200万円の減額でございます。

次に、歳出でございますが、第1款1項1目組合議会費は172万3,000円、前年度比21万1,000円の増でございます。これは行政視察の隔年実施の年に当たりますことから、9節旅費で費用弁償2万2,000円、14節使用料及び賃貸料でバス借上料18万9,000円を計上したことによるものでございます。

恐れ入ります。8、9ページをお開き願います。

次に、第2款1項1目一般管理費は1億9,886万2,000円、前年度比1,815万円の減でございます。これは2節から4節までの人件費で、人事配置の変更により職員配置数が2名少なくなることによる1,625万5,000円の減が主なものでございます。

11節需用費は599万7,000円、前年度比55万1,000円の増でございます。これは修繕料で、公用車3台分の車検整備費用を計上したことによるものでございます。

12節役務費は105万7,000円、前年度比13万4,000円の増でございます。こちらにつきましても公用車の車検にかかる自動車保険料及び手数料を計上したことによるものでございます。

13節委託料は345万3,000円、前年度比274万9,000円の減でございます。これは主に施設見学者用広報ビデオの編集委託料294万6,000円がなくなったことによるものでございます。

恐れ入ります。10、11ページをお開き願います。

14節使用料及び賃借料は556万7,000円、前年度比6万9,000円の増でございます。これは主にコンピューターネットワークのセキュリティー対象として、パソコン用ソフト使用料32万6,000円を新規計上したことによるものでございます。

第2目庁舎管理費は1,351万8,000円、前年度比165万7,000円の増でございます。これは主に13節委託料での経費増によるものでございます。

恐れ入りますが、12、13ページをお開き願います。

13節委託料は1,223万5,000円、前年度比159万9,000円の増でございます。これは自動ドア点検委託料で、経年劣化に伴うセンサー類の交換費用57万7,000円、メタンガス報知設備点検委託料で38万8,000円がふえたこと、見学者用窓自動洗浄装置保守点検委託料105万円を新規に計上したことによるものでございます。

次に、第3款1項1目じん芥処理費は12億1,746万3,000円、前年度比5,157万9,000円の増でございます。これは主に15節工事請負費で、省エネルギー対策工事と車輛管制装置更新工事を新規計上したことによるものでございます。

1節報酬から4節節減費までの人件費は1億7,310万7,000円、前年度比95万6,000円の減でございます。これは一般職職員の人件費では、人事配置の変更により職員数が1名ふえることから295万7,000円の増となりますが、嘱託員の人件費は5名から1名減の4名となり、391万3,000円の減となることによるものでございます。

恐れ入ります。14、15ページをお開き願います。

11節需用費は2億3,850万9,000円、前年度比485万4,000円の減でございます。これは昨年からの原油高騰の影響により燃料費178万2,000円の増と、排ガス対策や焼却灰処理にかかる公害防止薬品の使用量等の見直しによる消耗品費675万5,000円の減によるものでございます。

12節役務費は234万8,000円、前年度比62万5,000円の増でございます。これは手数料において隔年実施されるボイラー及びクレーンの法定検査手数料を計上したことによるものでございます。

13節委託料は2億6,275万7,000円、前年度比695万円の減でございます。委託件名によって増減がございますので、まず前年度と比べまして増額となっております主な委託件名から申し上げますと、ご

み焼却業務委託料は19年度から年末年始でもごみ焼却業務を実施することによる157万5,000円の増、飛灰搬出運搬業務委託料はエコセメント化施設への搬出量の増加に伴う193万4,000円の増、構内緑地帯整備委託料は樹木の新たな植栽及び剪定などによる192万2,000円の増、また計装設備関係の旧式化に伴う中央監視設備データ処理システム更新委託料1,575万円、中央監視室大型プロジェクター保守点検委託料176万8,000円を新たに計上しております。

次に、前年度と比べて減額となっております委託件名を申し上げますと、残灰運搬委託料は薬品により固化した灰の搬出量の減少に伴う186万2,000円の減、電気設備点検委託料は5年ごとの直流電流装置触媒栓等の交換を18年度に実施したことと、経費削減を図るため点検作業を職員が実施することによる1,085万4,000円の減、設備保全管理技術支援業務委託料は3年ごとの精密機能検査を18年度に実施したことによる163万9,000円の減、また残灰埋立運搬業務委託料、工業用水道給水管移設事業委託料、組合用地測量委託料、不動産鑑定委託料は18年度で各事業が終了しておりますので、委託料全体では前年度比で減額となっております。

恐れ入ります。16、17ページをお開き願います。

15節工事請負費は5億3,473万7,000円、前年度比6,248万5,000円の増でございます。これは施設維持整備工事の中に1号炉脱硝反応塔触媒交換にかかる経費1,155万円と、脱臭装置活性炭交換にかかる経費198万9,000円を加えたこと、また新たな件名として地球温暖化対策を事業所レベルで推進するため空調設備、照明器具、誘導灯などの省電力化を図る省エネルギー対策工事2,942万4,000円、プラットホーム内でのごみ収集車両の行き先を管理する車両管制装置更新工事2,913万8,000円を計上したことによるものでございます。

18節備品購入費は、平成5年度に購入いたしました軽トラック及びプラットホーム用高圧洗浄機の経年劣化による買い替え費用として136万1,000円を計上いたしております。

次に、第4款1項1目施設運営費は1億5,177万3,000円、前年度比2,214万3,000円の増でございます。これは施設設備の経年劣化に伴う管理用消耗品の交換及び修繕費用を計上したこと、また開設から5年が経過し、利用者にとってより快適かつ満足いただける施設とするため、余熱利用施設運営業務委託の内容を見直したことによるものでございます。

2節給料から4節共済費までの人件費は1,194万6,000円、前年度比20万3,000円の増でございます。これは人件費を課長職にて予算措置したことによるものでございます。

11節需用費は5,757万3,000円、前年度比517万5,000円の増でございます。これは浴槽循環装置や照明器具類の交換部品、実績に基づく浴室用シャンプー類等の消耗品費234万円、18年度下水道料金改定に伴う光熱水費99万9,000円、蒸気制御弁等の修繕料146万4,000円を増額計上したことによるものでございます。

恐れ入りますが、18、19ページをお開き願います。

13節委託料は7,706万3,000円、前年度比1,566万円の増でございます。これは余熱利用施設運営業務委託の見直しに伴う1,389万5,000円、浴槽循環設備点検整備委託でのトロンスシステムの濾材及び配管の洗浄等に伴う182万7,000円を増額計上したことによるものでございます。

余熱利用施設運営業務委託につきましては、昨年11月の議会定例会において、平成18年度補正予算として債務負担行為を設定させていただきましたので、現在、利用者にとってより快適かつ満足いただける施設とするため、企画提案型競争方式により業者選定を進めております。

15節工事請負費は105万円、前年度はございません。これは施設稼働から6年目を迎え、劣化した配管からの水漏れなど改修を要する箇所への対処を図るため新規に計上したものでございます。

恐れ入りますが、20、21 ページをお開き願います。

次の第5款公債費は21億7,648万8,000円、前年度比6,000万3,000円の減でございます。これは平成3年度にごみ処理施設建設用地費として借り入れました政府債及び緑故債の償還が18年度をもちまして終了することによるものでございます。

恐れ入りますが、22 ページをお開き願います。

第6款予備費は317万3,000円でございます。

以上、歳出合計は37億6,300万円で、前年度比200万円の減額でございます。

続きまして、関係資料でございますが、24から33ページまでは給与費の明細でございます。

34ページ上段は平成18年度に設定いたしました債務負担行為の支出額に関する調書で、余熱利用施設運營業務委託の契約締結時期が2月下旬となるため、該当年度以降の支出予定額は限度額と同額を記載させていただいております。

34ページ下段は地方債に関する調書で、右側一番下の欄の84億5,552万4,000円が平成19年度末における地方債現在高の見込み額でございます。

以上で、平成19年度西多摩衛生組合予算についての説明とさせていただきます。

それでは、引き続きまして平成19年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案第3号付属資料をごらんいただきたいと存じます。

表1分賦金比較でございます。先ほどの平成19年度予算に基づき、構成市町の分賦金を積算しております。

青梅市は17億3,347万3,000円、前年度比2,193万6,000円、1.3%の増です。福生市は7億7,533万2,000円、前年度比293万9,000円、0.4%の減。羽村市は7億1,099万5,000円、前年度比1,270万3,000円、1.8%の増。瑞穂町は4億5,840万6,000円、前年度比1,828万7,000円、4.2%の増。合計として36億7,820万6,000円、前年度比4,998万7,000円、1.4%の増でございます。

次に、表2人口割合比較で、前年度との比較でございますが、青梅市は443人減で14万416人、福生市は356人減で6万1,262人、羽村市は294人増で5万7,350人、瑞穂町は52人減で3万4,530人となり、合計として557人の減で、構成市町の人口は29万3,558人でございます。

表3ごみ搬入量割合比較でございますが、前年度と比べまして、青梅市は800トン増で3万4,600トン、福生市は増減なしで1万5,500トン、羽村市は200トン増で1万4,200トン、瑞穂町は1,000トン増で9,700トン、合計として2,000トン増で7万4,000トンでございます。

以上で、平成19年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての説明とさせていただきます。

○議長（清水信作） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。小山議員。

○1番（小山時夫） 5点ぐらいになると思うのですが、まず歳入の点で5ページの分賦金の件ですが、これは可決されますと、これから帰って町の一般会計の、市民に関係するので伺いしておきたいのですが、3号議案でいきますと1,000トンの増ということですが、私どもの調べですと、硬質プラスチックですね。ポリバケツ、ポリ容器、そういったものの可燃、それから燃やさないごみであったプラスチック類を燃やすということで100トンほど増加するという話を聞いているのですが、1,000トンにこちらはなっているのですが、あと900トンというのはどういうわけですか。1月に大型店舗が出店しましたが、それによるものなのかどうなのかということをまず伺わせていただきたいと思います。それから他

の市につきましても増加傾向があるので、リバウンドによるものなのか、大型店の出店とかその他によるものなのかをお伺いをしたいと思います。

それから、2点目はその下の使用料及び手数料ですが、これは余熱利用施設の使用料の277万円が増加しているということで、これは先ほど事務局の方から回数券の販売によるものだというのですが、それだけで277万円というものなかなか大変だと思うのですが、これは増加を見込んでイベントをやって、微増であるという説明も管理者の方からありましたけれども、それだけではなくて新たにまたイベント等を考えているのか伺います。

3点目なのですが、9ページ、一般管理費の一番上の報償費の中に講師謝礼というのがありますね。2万5,000円と小さいのですが、これは17年度の決算では執行してないのですよね。それで18年度の予算が組んであるのですけれども、18年度はまだ決算が終わっていませんからどうかわかりませんが、これは定量的に2万5,000円、2万5,000円と組んであるような気がするのですけれども、執行しないものが出てくるのはどういう意味なのかお伺いいたします。

それから、その下の13番委託料の職員研修委託料、職員の研修は多いにやってもらいたいところなのですが、17年度の決算で6万6,000円しか使っていないのですね。それが18万2,000円ということで、18年度の予算では12万3,000円なのですね。このふえた理由をお願いします。

それから、15ページの委託料の、これは私は説明を聞き漏らしたのではないかと思うのですが、建設設備監視装置保守点検委託料、これは17年度689万9,000円ですけれども、今度982万2,000円と300万円ほどプラスになった理由、説明されたかどうかわかりませんが、ちょっと聞き漏らしたような気がするのですが。

それから、その下の200万円ですね。3年に1回のものが今度19年度ではなくなったから200万円ほど減になったというのは説明があったと思うのですが、その点だけよろしくをお願いします。

○議長（清水信作） 島田課長。

○管理課長（島田善道） それでは、一番先のごみ量の把握の件でございますが、当然西多摩衛生組合としても当初予算を積算する際に構成市町からごみ量の推定をお聞きをしております。

瑞穂町の件については確かに1,000トンほど増加になっておりまして、この内訳は軟プラ系、これはいわゆるごみの、従来可燃ごみになったというような形で100トンぐらいふえているということです。それからあと事業系のごみで、やはり先ほどご指摘がありましたように、例えば新しい大型店舗ができています。そちらの関係で900トンほど増加をして、全体で1,000トンぐらいの量の増というふう聞いております。

それから、私の方の関係で委託料の関係でございますが、15ページの建築設備の保守点検委託、約292万5,000円ほどの増額になっておりますが、これは要するにごみの中央監視のパソコンの2台が、いわゆる年数が経ったために部品の供給ができなくなるということで、新たにパソコン内のシステムを変更する委託料です。

なお、現在2台中央監視のパソコンがあるのですが、せっかくリニューアルをするのですから、2台は必要ないだろうと、経費削減のために1台ですべて対応できるような形でシステム更新を図っていきたいということで292万5,000円ほどの増額になったということです。

私からは以上です。

○議長（清水信作） 谷部総務課長。

○総務課長（谷部 清） 予算書9ページの8の報償費及び13節委託料の職員研修委託料でございますが、まず8の報償費の方の講師謝礼につきましては、予定といたしましては安全衛生教育ですとか、あと職

員の研修のためなどに講師を呼んだ際の費用ということで予定はしているのですが、実際にはなかなか実施できなかったという面もございます。

それと、13 節の委託料の職員研修委託料で5万 9,000 円ほど昨年よりも上がっているのですが、これにつきましては今回、パソコンのソフトの操作の技術、情報処理研修ですね。その枠をちょっとふやしましたことからこの金額が増となっております。

私の方からは以上でございます。

○議長（清水信作） 施設課長。

○施設課長（松沢昭治） 歳入の使用料の増額の件でございますが、これはイベントを含めない回数券の増と、利用客の増を見込んだ数字でございます。

以上でございます。

○議長（清水信作） 小山議員。

○1 番（小山時夫） それでは、再質問を1点だけお願いします。

9 ページの講師謝礼で、これは安全衛生に関する講習をやるということですがけれども、これは法令で決められていて、安全講習を受けないでもし事故が起きてけがなんかしたら管理者が罰せられるのではないかと思うのですね。そういった種類のもは余り執行しないというのはよくないのではないかと思うのですよ。その辺はどうなのでしょう。

○議長（清水信作） 谷部総務課長。

○総務課長（谷部 清） ただいまご指摘がありました本来行わなければならない講習につきましては受けさせております。それ以外に新たに別の観点から、うちの方で職員に受けさせようかなというようなことがあったときに一応取ってあるのですが、本来受けさせなければいけないものについては、やはりきちっとそれは受けさせております。

以上です。

○1 番（小山時夫） 終わります。

○議長（清水信作） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水信作） ないようですので、以上で質疑を終わります。

ただいま一括議題といたしました議案のうち議案第2号、平成19年度西多摩衛生組合予算の件についてお諮りいたします。

本案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水信作） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第3号、平成19年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての件をお諮りいたします。

本案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水信作） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

日程第7、議案第4号及び日程第8、議案第5号の2件につきましては、関連がございますので、一括して議題としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水信作） ご異議なしと認めます。よって、日程第7、議案第4号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の改正について及び日程第8、議案第5号、東京都市町村職員退職手当組合規約の改正についての2件を一括して議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（羽村市長 並木 心） ただいま一括議題となりました議案第4号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の改正について及び議案第5号、東京都市町村職員退職手当組合規約の改正についての件につきましてご説明申し上げます。

これらの議案につきましては、平成18年6月7日に公布されました地方自治法の一部を改正する法律により、平成19年4月1日以降は収入役制度が廃止され、新たに「会計管理者を置かなければならない」とされたことに伴い、地方自治法に基づき東京都市町村議会議員公務災害補償等組合及び東京都市町村職員退職手当組合から規約改正の議決依頼がまいったものでございます。

改正の内容でございますが、それぞれの組合規約中、第9条の見出しを「管理者、副管理者及び会計管理者」に改めるとともに、同条第5項を「組合に会計管理者を置き、管理者が任免する。」に改めるものでございます。

附則として、この規約は東京都知事の許可のあった日から施行し、平成19年4月1日から適用するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定をいただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（清水信作） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水信作） 以上で質疑を終わります。

ただいま一括議題といたしました議案のうち、議案第4号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の改正についての件についてお諮りいたします。

本案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水信作） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第5号、東京都市町村職員退職手当組合規約の改正についての件をお諮りいたします。

本案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水信作） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして平成19年第1回西多摩衛生組合議会定例会を閉会いたします。

午後2時25分 閉会